

厚生労働大臣 田村 憲久 様
厚生労働副大臣兼復興副大臣 秋葉 賢也 様

2013年2月1日
全国保険医団体連合会
会長 住江 憲勇

著しい被害を受けた方の医療・介護の保険料と窓口負担の免除を 国の責任で継続してください

前略 東日本大震災からの復旧・復興に対するご尽力に敬意を表します。

さて、復興庁発表によると、昨年12月6日現在の避難者は、いまだに32万人を超えております。また、公共インフラの復旧進捗率は、復興住宅の着工割合27%（昨年11月）、水道46%（昨年7月末）、農地38%（昨年9月末）、漁港35%（昨年10月末）など復旧の途上であり、雇用状態は依然として厳しく、復旧・復興には多くの負担が必要です。

一方、災害救助法指定地域に住所を有し、著しい被害を受けた方の医療・介護等の保険料・窓口負担に対する全額免除措置は、2012年2月末で健康保険が打ち切れ、2012年9月末で国保・後期高齢者・介護が打ち切られました。現在では、国保・介護について免除額が3%を超える市町村についてのみ免除費用の8割を国が補助。後期高齢者は、免除額が1%を超える市町村についてのみ免除費用の8割を補助しています。

これに対して岩手、宮城では、県や市町村で追加補助を行い、全ての市町村で国保・介護・後期高齢者の窓口負担免除の継続を行っています。また福島県では県として追加補助を行っていますが、財源上の理由等から免除を中止した市町村もあります。一方、3県以外でも自治体負担によって免除を継続している市町村が多数存在します。

国は免除の打ち切りや削減を行いました。自治体による免除継続は、実際には医療・介護の保険料や利用料負担を免除しなければならない状態であることを示すものです。

しかし、国保、後期高齢、介護について免除の継続をしている自治体も、免除の期限を2013年2月又は3月までとしています。

被災地の現状は、復旧には程遠く、免除措置の打ち切りや国庫負担削減を受け入れる状況ではありません。自治体や保険者負担に任せるのではなく、国の負担によって震災前の生活に戻るまで免除を継続することが必要です。

また、2013年度における福島原発事故避難地域における医療や介護の保険料と窓口負担金の全額免除については、1月29日に発表された「平成25年度厚生労働省予算案」に組み込まれましたが、このことが免除対象者や医療機関に周知されておられません。

こうしたことから当会では、政府の責任と負担で、被災者に対する保険料や一部負担金免除措置を継続するよう、下記事項の早急な実施を求めるものです。

記

- 一 国保、後期高齢者、介護保険における被災者の保険料や一部負担金免除に対する国の負担を2012年9月以前の取扱いに戻し、遡及適用を行うこと。
- 一 協会けんぽについても、2012年10月1日以降も被災前の生活に戻るまで被災者医療費一部負担金免除等を継続するよう、必要な対策を講じ、遡及適用を行うこと。
- 一 2013年度における福島原発事故避難地域における医療や介護の保険料と窓口負担金の全額免除の取扱いについて、免除対象者や医療機関早急に周知すること。